

高岡市
地区防災計画作成マニュアル

高 岡 市

目次

<u>1. 地区防災計画とは</u>	P. 1
(1) 地区防災計画の作成目的	
(2) 地区防災計画の基本的な考え方	
(3) 地区防災計画のイメージ	
<u>2. 地区防災計画の作成</u>	P. 4
(1) 防災意識の向上	
(2) 計画策定主体及び地区範囲の決定	
(3) 地区特性の調査・把握	
(4) 危険箇所、避難場所などの共有	
(5) 活動計画の作成、活動体制の検討	
<u>3. 防災訓練の実施・振り返り</u>	P. 11
<u>4. 計画の検証・見直し</u>	P. 11

1. 地区防災計画とは

平成7年の阪神・淡路大震災では、倒壊家屋の下から救出された方のうち、約8割は近隣住民の方によって救出されました。東日本大震災では、地震や津波によって本来被災者を支援すべき行政自体が被災し、行政機能が麻痺したことから、大規模広域災害時における、自助・共助の重要性が強く認識されました。

市町村の行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生した場合には、まずは、自分自身で自分の命や身の安全を守ることが重要であり、その上で、地域コミュニティでの相互の助け合いが重要になってきます。

このため、平成25年に災害対策基本法が改正され、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設されました。

地区防災計画は、地区住民等が「共助の向上」＝「地域防災力の向上」のために、自発的に行う防災活動に関する計画です。

災害による被害をできるだけ少なくする（減災）ためには、自助・共助・公助の連携が不可欠です。

自助

- ・「自らの身の安全は自ら守る」といった考え方に基づき、市民一人一人が自分の命や生活を守るための活動

共助

- ・地域の連携による防災活動
- ・市民一人一人が隣人等と協力して地域を守る活動

公助

- ・行政が実施主体となる活動
- ・災害に強いまちづくり
- ・災害発生に的確に対応できる地域づくり

(1) 地区防災計画の作成目的

地区防災計画を作成する目的は、地域防災力の向上さらには地域コミュニティを維持・活性化することにあります。

このためには、地域の住民等が自ら計画の作成に参加・協力し、地区の実情に応じた計画を作成することが重要です。

(2) 地区防災計画の基本的な考え方

◎地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画

地区の特性をよく知っている地区住民等自身が、計画の作成に参加することによって、地区の実情に即した地域密着型の計画を作成することが可能になり、地域防災力を効果的に底上げできます。

◎地区の特性に応じた計画

計画の作成主体、防災活動の主体、地域コミュニティ（地区）の範囲、計画の内容等、地区の特性に応じて自由に決めることができます。

◎継続的に地域防災力を向上させる計画

地区防災計画を作成するだけでなく、地区住民等が力を合わせて計画に基づく防災活動を実践するとともに、定期的に評価や見直しを行いつつ、防災活動を継続することが重要です。

(3) 地区防災計画のイメージ

1 計画の対象地区の範囲

2 基本的な考え方

- (1) 基本方針（目的）
- (2) 活動目標
- (3) 長期的な活動計画

3 地区の特性

- (1) 自然特性
- (2) 社会特性
- (3) 災害特性
- (4) 防災マップ

4 防災活動の内容

- (1) 防災活動の体制（班体制・連絡網）
- (2) 平常時の活動
- (3) 発災直前の活動
- (4) 災害時の活動
- (5) 復旧・復興期の活動
- (6) 関係機関との連携

5 実践と検証

- (1) 防災訓練の実施・検証
- (2) 防災意識の普及啓発
- (3) 計画の見直し

6 添付資料

2. 地区防災計画の作成

地区防災計画は地区の特性に応じて、自由な内容で作成することが可能です。

法律では、地区防災計画の内容として、①防災訓練、②物資及び資材の備蓄、③地区居住者等の相互支援が例示されています。

このほか、④計画の名称、⑤計画の対象地区の範囲、⑥基本方針（目的）、⑦活動目標、⑧長期的な活動計画等を決めておくことが便利です。

また、地区の自然特性（山地や河川の状況など）、社会特性（人口、年齢構成、世帯構成、都市型・郊外型等）及び災害特性（過去の災害履歴や地震等の被害想定）を把握し、地区の特性に応じた項目を計画に盛り込むことが大切です。

（1）防災意識の向上

防災講演会や研修会、地区の防災訓練への参加のほか、家族単位の避難訓練などにより、地区全体の防災意識の向上を図りましょう。

（2）計画策定主体及び地区範囲の決定

校下（地区）自主防災組織連絡協議会、自主防災組織、自治会など計画の策定主体を決めましょう。

校区、自治会など、地区防災計画が対象とする「地区」の範囲を決めましょう。

（3）地区特性の調査・把握

災害が発生したとき、どのような状況に陥るのかを具体的に想像するため、地区の特性を調査・把握しましょう。

・自然特性（沿岸部、内陸部、河川沿い、山沿い、山間部など）

沿岸部であれば、津波、高潮などの災害が想定されます。

山間部であれば、土砂災害、豪雪などの災害が想定されます。

・社会特性（人口減少、少子高齢化、要配慮者・避難行動要支援者の状況など）

一人暮らし高齢者の増加、外国人の増加、高齢者施設等の立地状況など、さまざまな条件を想定し、計画を作成しましょう。

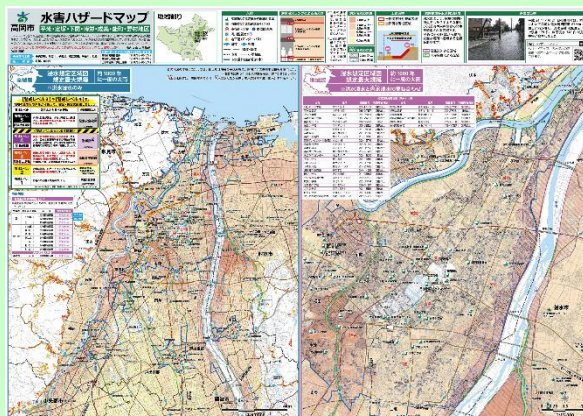
・災害特性（過去の災害の発生状況、起こりうる災害、被害の想定など）

予想される災害や被害想定を踏まえて対策することで被害を減らすことができます。

チェックポイント ～防災マップの活用～

自然特性の調査にはハザードマップ等を活用しましょう。

- 水害ハザードマップ
- 土砂災害ハザードマップ
- 津波ハザードマップ
- 地震防災マップ
- ため池ハザードマップ
- 海拔表示マップ



防災マップは高岡市のホームページで確認することができます。

(4) 危険箇所、避難場所などの共有

地区の自然特性や社会特性、災害特性を踏まえて、危険箇所や避難場所などを話し合しましょう。

また、防災まち歩きを行い、地区独自の防災マップを作成しましょう。

多様な参加者がそれぞれの立場で意見を出し合ったり、防災まち歩きに参加することで、さらに理解が深まります。

チェックポイント ～防災まち歩き、防災マップの作成～

防災まち歩きとは、実際に地区内を歩き、危険箇所や避難場所・避難経路等の確認を行い、それらを地図に落とし込んで防災マップを作成する取組のことです。

これまで見えていなかったリスクや課題の把握等につながります。



(5) 活動計画の作成、活動体制の検討

地区の特性や危険箇所等が共有できたところで、以下のフェーズごとにどのように活動するかを検討しましょう。

- ① 平常時（各種マニュアルの整備・防災訓練の実施など）
- ② 発災直前（確実な情報伝達・要配慮者の避難誘導など）
- ③ 災害発生時（住民の避難誘導・避難所の開設運営など）
- ④ 復旧・復興期（ボランティアや関係機関との協力など）

活動体制について、自主防災組織や自治会等を中心に、防災士や民生委員、保健師など幅広い人材の参加と、関係期間や協力事業者からの連携も得ながら、上記のそれぞれのフェーズについて、「誰が」、「何を」、「どれだけ」、「どのように」行うかをあらかじめ決めましょう。

①平常時の活動例

○防災訓練の実施

防災訓練には地区住民のみならず、防災士や関係機関、協力事業所にも参加してもらうことを検討しましょう。

種目としては、情報収集・共有・伝達訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、安否確認訓練、避難所開設・運営訓練などが想定されます。

○防災資機材の整備

まずは、災害時に必要な資機材を確認しましょう。その後、組織として整備・備蓄するものと各家庭で整備・備蓄するものを整理しましょう。いざというときに備え、整備した資機材を、防災訓練などを通じて定期的に使用・点検しましょう。

チェックポイント ～補助制度の活用～

高岡市では、校下（地区）自主防災組織連絡協議会や自主防災組織が実施する資器材の整備・更新、防災訓練の実施、地区防災計画の策定に対する補助を行っています。

詳細については、高岡市のホームページをご覧ください。

②発災直前の活動例

気象警報や避難情報によって、どのような避難行動をとるか適切に判断することが重要です。

○情報収集・伝達・共有

市の防災情報メール、テレビ、ラジオ、携帯電話、SNS、インターネットなどで情報を入手し、避難行動の実施等、その後の対応を検討しましょう。

災害によっては、携帯電話が使えなくなったり、停電が発生したり、インターネットが利用できなくなったりするため、様々な想定をしておくことが重要です。

また、決定された対応を、整備した連絡体制にて伝達し共有しましょう。

○避難判断・避難行動

自治体から避難情報が発令される前に避難される場合は、安全な場所（親戚等の住宅、集会所など）へ自主避難をしましょう。

自治体から高齢者等避難開始が発令された際は、避難が必要な地域・建物に住んでいて、避難に時間のかかる方は早めに安全な避難場所へ避難を開始しましょう。

自治体から避難指示が発令された際は、避難が必要な地域・建物に住んでおられる方は、安全な場所へ避難しましょう。

○状況把握

住民同士で協力しあい、住民の安否確認を行いましょう。とくに避難行動要支援者については民生委員等と協力し合い、いざというときに素早く避難誘導できるよう準備しておきましょう。

③発災時の活動例

発災時には自助・共助の力がとても重要になります。地区で助け合える体制づくりをしましょう。

○自身の安全の確保・住民の助け合い

まずは自らの命の安全を確保しましょう。自らの命の安全を確保したのち、助けを求める声に耳を傾け、救出・救命活動などを実施しましょう。

○出火防止

地震発生時の火災は、被害を大きくする可能性があるため、出火防止が重要です。地震発生の際に火災を未然に防止することができれば、負傷者を落ちついて救出・救護することが可能になります。

○避難誘導

けが人や子供、高齢者など避難行動要支援者を優先して、避難を促しましょう。また、危険な場所にいるにもかかわらず避難していない人には、自らの命の安全を確保したうえで避難所への避難を呼びかけましょう。

○避難所開設・運営

夜間の大雨や地震発生時など緊急時は、拠点避難所（小学校）、中学校、地域交流センター（公民館）の開設は自主防災組織等が行ってください。あらかじめ、担当の自主防災組織等を決めておきましょう。

避難所の運営は、避難者（住民）が主体となります。以下の役割分担や初動期における避難所開設・運営の内容、高岡市避難所運営マニュアルを参考に、避難所を運営しましょう。

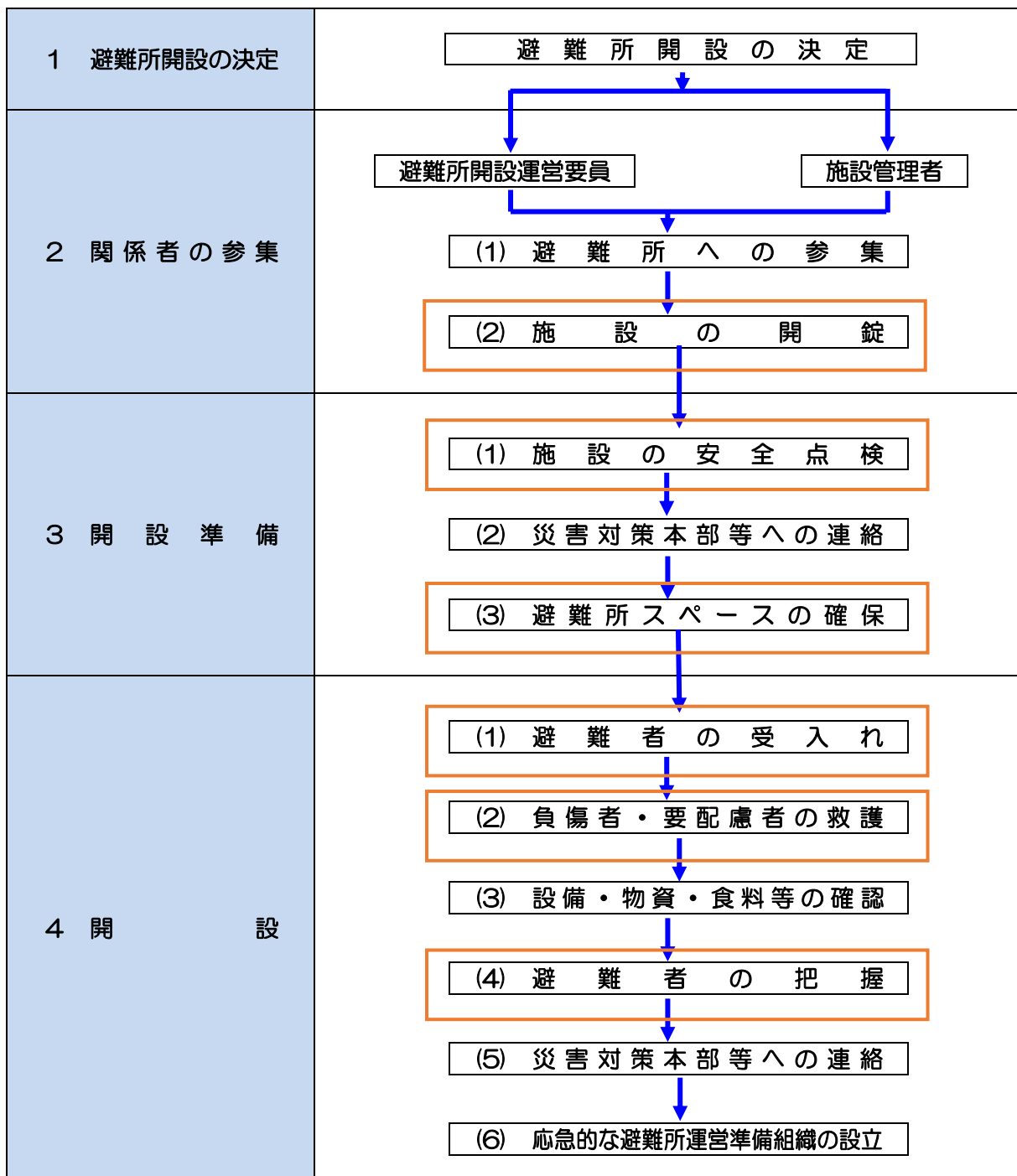
事前に、地区に応じた避難所運営マニュアルを、施設管理者などと協力し作成することも効果的です。

【避難所開設・運営の役割】

	関係者	役割
住民等	自主防災組織等、防災士、避難者	<ul style="list-style-type: none">・避難所の開設及び運営にあたり、自主防災組織等が中心的な役割を担う。防災士、避難者は運営の協力を行う。・拠点避難所（小学校）、中学校、地域交流センターにおいて市職員が不在かつ緊急の災害の場合は、自主防災組織等が鍵を使用して施設を解錠し、施設内の安全確認を行った後、避難者を屋内に収容する。
施設管理者	学校長、施設管理者	<ul style="list-style-type: none">・施設利用者の安全確保のほか、避難所の設置、運営の協力を行う。
市職員	避難所運営要員	<ul style="list-style-type: none">・避難所の開設にあたり、自主防災組織等及び避難者の支援を行うほか、避難所を拠点とする被災者支援対策を行う。・災害対策本部との連携を行う。

【初動期（災害発生直後～概ね1日）】

※赤枠囲みが自主防災組織等に求められる役割

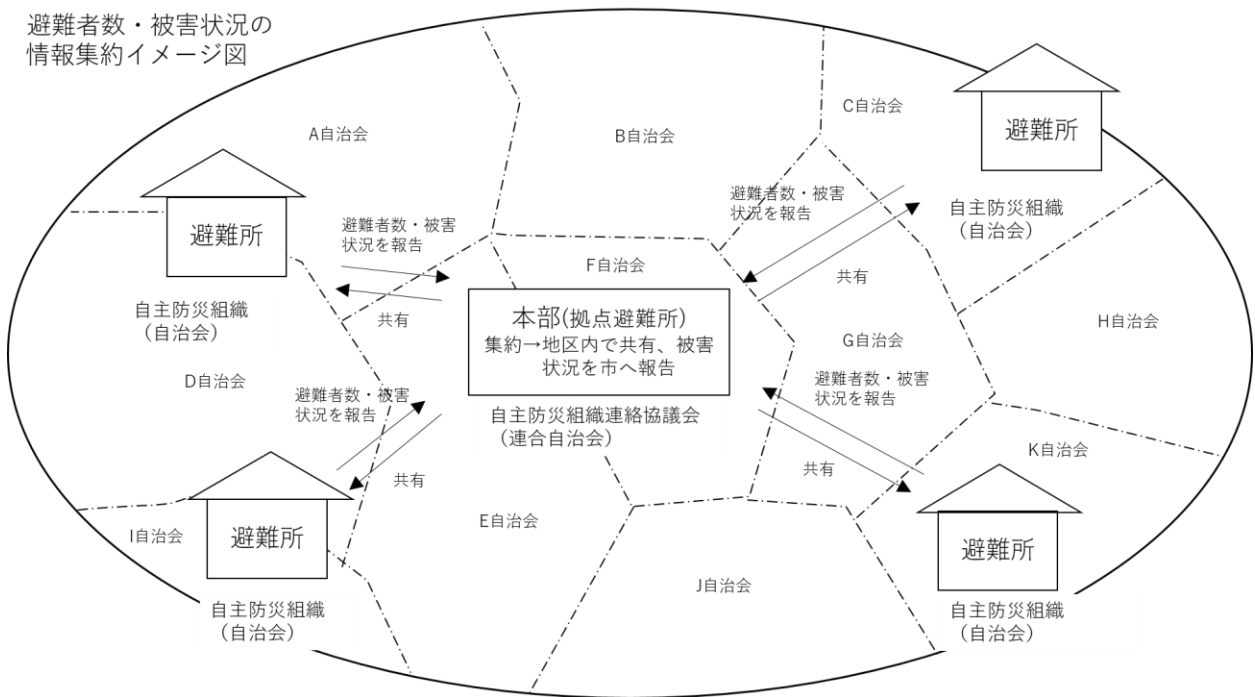


○情報収集、共有、報告等

各避難所において避難者数を把握し、市及び本部（拠点避難所）へ報告しましょう。また、被害状況を収集し、本部（拠点避難所）に報告しましょう。緊急を要する被害があれば消防等への通報を行いましょう。本部は地区内の避難者数及び被害状況を集約し、地区内で情報を共有しましょう。水害等の被害について市への報告を行いましょう。

（本部から市への被害状況の報告内容（例）：〇〇地域において〇件程度の住宅の浸水被害が発生）

避難者数・被害状況の
情報集約イメージ図



④復旧・復興期の活動例

被害の状況によっては、長期にわたって避難所生活を送らなければならない場合があります。地域で協力して被災者への支援を行いましょう。

3. 防災訓練の実施・振り返り

平常時、災害直前、災害発生時、復旧・復興期それぞれの防災活動を想定し、避難訓練、安否確認訓練、避難所開設・運営訓練等の防災訓練を実施しましょう。

防災訓練実施後は、訓練の成果を振り返り、活動計画や体制が良かった部分や課題の残る部分をみんなで共有し、記録していきましょう。

4. 計画の検証・見直し

地区防災計画は作って終わりではありません。災害時に、計画に従って適切な行動ができるかどうか、防災訓練を実施するなど検証し、課題があれば再度計画の内容を検討し、より地域の実態に合った計画となるようにしていくことが必要です。（PDCAサイクルの完成）

防災訓練や資機材・備蓄品の確認、防災講話などの活動を定期的・継続的に行いながら、絶えず計画の見直しを行っていきましょう。

